

# 裁判員制度の実施状況について

平成22年1月から12月までの1年間に、裁判員裁判で1506人の被告人に判決が言い渡されました。このコーナーでは、その間の裁判員裁判の実施状況（統計データ・裁判員等経験者に対するアンケート結果）についてお知らせします。

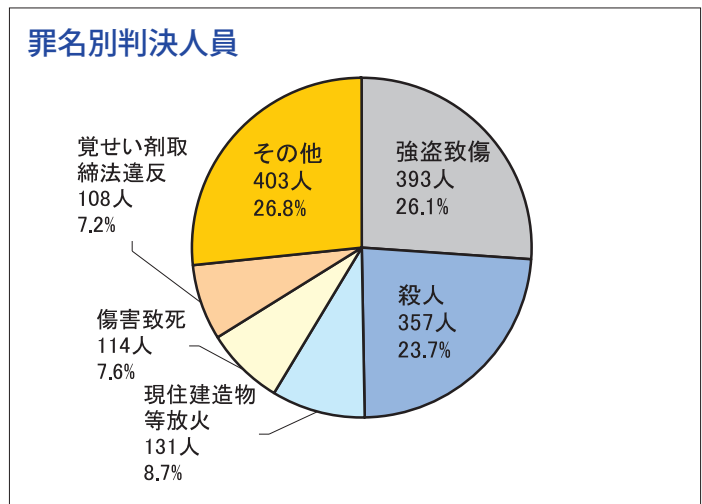
※裁判員法が施行された平成21年5月21日から同年12月までの実施状況については、司法の窓第75号に掲載されています。

## 1 判決人員

平成22年に行われた裁判員裁判における判決人員の内訳を罪名別で見ると、強盗致傷事件393人（26.1%）、殺人事件357人（23.7%）、現住建造物等放火事件131人（8.7%）の順になっています（図1）。

【図1】

罪名別判決人員



## 2 裁判員の数等

平成22年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は8673名です。

アンケートの結果によると、性別は、男性が54.6%、女性が43.6%（無回答が1.8%）となっており、年齢もほぼ各年代からまんべんなく選ばれています。職業については、お勤めの方が54.8%と過半数を占め、パート・アルバイトの方（14.7%）、専業主婦・主夫の方（10.1%）、自営・自由業の方（7.5%）が続いています。

## 3 選任手続の状況

1事件あたりの平均で見ると、個別の事件ごとの裁判員候補者として約84名の方が選ばれていますが、このうち53.0%の方は辞退が認められています。また、事前に辞退が認められた方などを除いた方のうち、80.6%にあたる約32名の方に裁判所で行われる選任手続期日にお越しいただき、この中からくじで6人の裁判員が選ばれました。

### ■ 裁判員経験者の声 ■

会社に休暇制度がありましたし、上司も理解してくれて、「がんばってこい。」と快く送り出してくれました。  
（30代・男性・会社員）



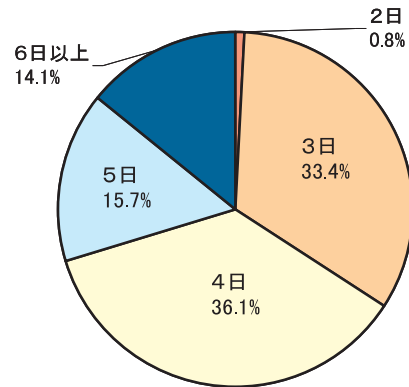
## 4 審理・評議の状況

(1) 裁判員が裁判手続に参加した日数ですが、約7割の事件が4日以内で終了しています（図2）。

また、判決の内容を決めるための評議の時間は、平均約8.4時間でした。

【図2】

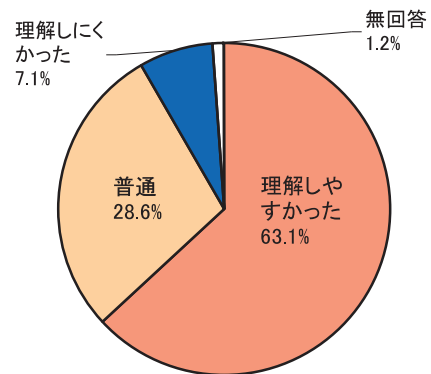
裁判員が裁判手続に参加した日数



(2) 審理の内容については、63.1%の裁判員が「理解しやすかった」と回答しています（図3）。

【図3】

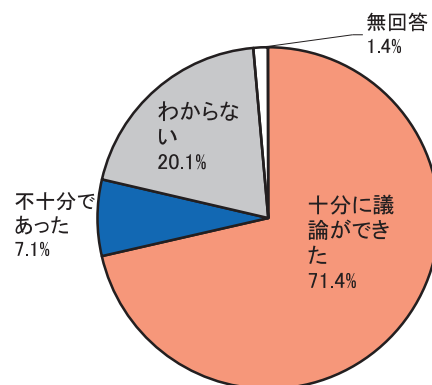
審理内容の理解のしやすさ



(3) 評議については、71.4%の裁判員が「十分に議論ができた」と回答しています（図4）。

【図4】

評議における議論の充実度



### ■ 裁判員経験者の声 ■

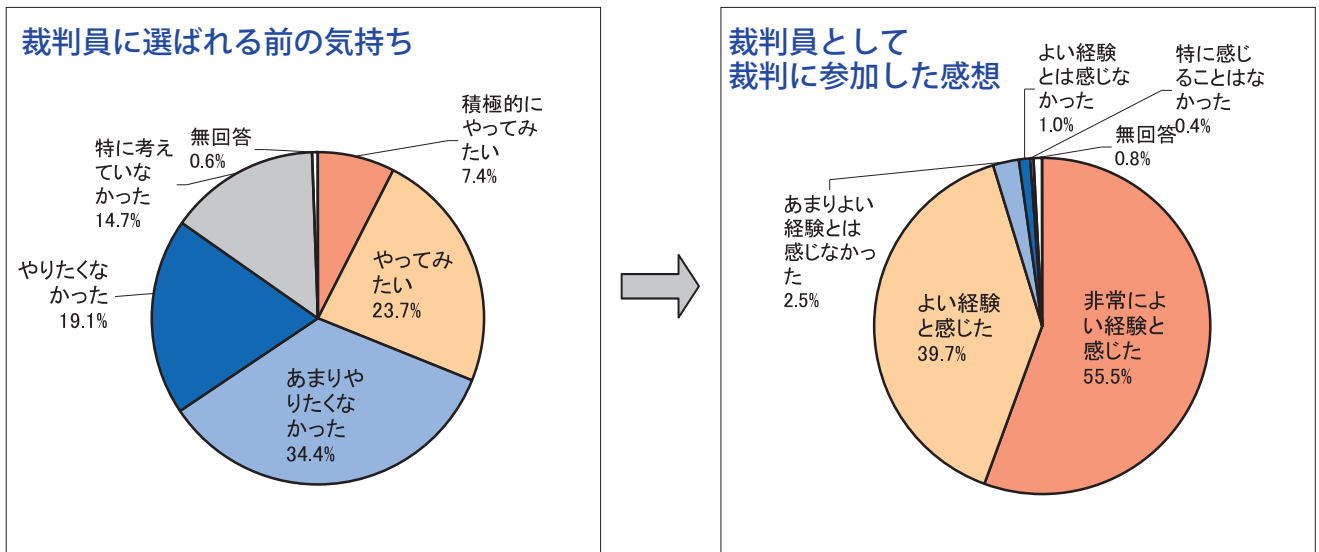
ドラマでよく見る法廷の場面では、専門用語が出てきてわからないところもあるのですが、実際の裁判では、とてもわかりやすいと思いました。（30代・女性・主婦）



## 5 裁判员に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想

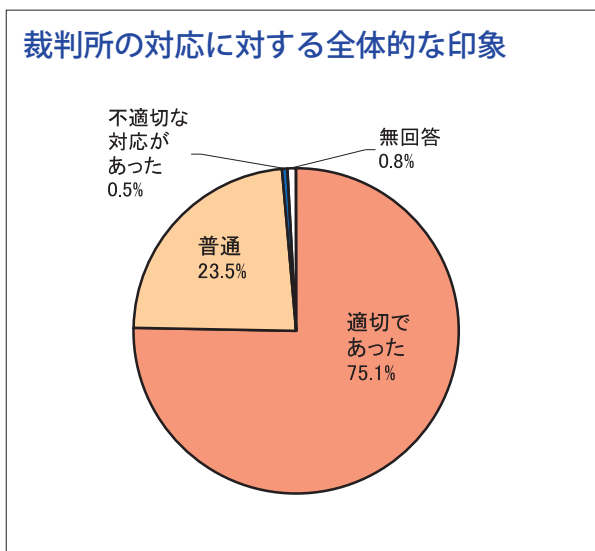
(1) 裁判员に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方が合計53.5%に上っていましたが、裁判员として裁判に参加した後では、合計95.2%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答しており、充実感をもって裁判员としての職務に従事していただいたことがうかがえます（図5）。

【図5】



(2) 裁判所の対応（職員の対応・設備など）については、75.1%の裁判员が「適切であった」と回答しています（図6）。

【図6】



### ■ 裁判员経験者の声 ■

ぜひとも前向きにトライしていただきたいと思います。経験した分必ず人生に得るものがあると思います。  
(70代・男性・会社役員・自営業)